

豊中市消防局装備検討委員会設置要領

1 目的

この要領は、豊中市消防計画に基づき消防機械器具の整備等に関し、調査及び研究を行うことを目的とする。

2 所掌事務

装備検討委員会（以下「検討委員会」という。）は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 消防機械の更新時における仕様に関すること。
- (2) 消防資機材の装備に関すること。
- (3) その他、目的を達成するために必要な事項

3 組織

- (1) 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成する。
- (2) 委員長、副委員長及び委員は、別表に掲げる職にある者を充てる。

4 検討委員会

- (1) 検討委員会は、委員長が招集する。
- (2) 委員長が不在のときは、副委員長の中からあらかじめ委員長が代理を指名し、その職務を代行させる。
- (3) 委員長は、必要があると認めるときは、検討委員会の委員以外の職員に出席を求め、意見を聴くことができる。
- (4) 委員会の担当部門は、原則としてはしご車及び化学車は第1警備課、ポンプ車及びタンク車は第2警備課、救助工作車、救急車及びその他車両は第3警備課が各々担当とする。

5 意見の提出

- (1) 委員長は、所掌事務に関する事項について職員から広く意見を求める。

- (2) 職員の意見は、委員長から意見聴取について通知があったとき又はこれにかかわらず、随時提出することができる。
- (3) 意見の提出は、局にあっては警防課長補佐が、署にあっては委員会の警備課長が取りまとめて、委員長に提出する。
- (4) 職員の意見は文書(別紙)によるものとし、意見の提出にあたっては、委員会を円滑に進めるため、関係資料を添付する。
- (5) 職員から提出された意見は、委員会で審議した後、所属長会議に諮り、その結果を通知する。

6 庶務

検討委員会の庶務は、警防課が行う。

7 委任

この要領に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附 則(平成 18 年 10 月 20 日豊消警第 56 号警防課長通知)
この要領は、通知の日から施行する。

附 則(平成 23 年 5 月 10 日豊消警第 38 号警防課長通知)
この要領は、通知の日から施行する。

附 則(平成 27 年 4 月 1 日豊消警第 45 号警防課長通知)
この要領は、通知の日から施行する。

別表

装備検討委員会委員

構成	職名
委員長	警防課長
副委員長	北・南消防署副署長、北・南警備課長
委員	各課長補佐、救助係長、警備隊員若干名

警備隊員については、警防課長が消防署長と協議して指名する。